

### 区内共通商品券の有効期限にご注意を

商店街新生支援担当／9階  
TEL(0226)50501  
FAX(0226)50500

中野区商店街連合会が発行している区内共通商品券(中野ハート商品券)の一部は、3月31日が有効期限です。券面を確認し、期限までにご利用ください。

詳しくは、左記に問い合わせを。

問合せ 中野区商店街連合会  
お客様相談室／新井1-9-1  
中野区立商工会館内・TEL(3387)1131

### 平和の森公園 少年スポーツ広場 平成24年度の団体登録の受け付け開始

平和の森公園事務所  
新井3-37-6  
TEL(0226)4150  
FAX(0226)4150

受付日時 2月1日からの毎日、午前9時～午後4時半

対象 区内在住・在学の小・中学生が10人以上所属している、代表者が18歳以上である団体

利用種目 軟式野球(小学生の

### 省エネ対策などの展示

地球温暖化対策担当／9階  
TEL(0226)50510  
FAX(0226)50503

2月は「省エネルギー月間」です。

これに合わせ、省エネ対策の事例や「なかのエコポイント」など、区の地球温暖化対策を紹介したパネルなどをご覧になります。

日時 1月31日(火)～2月2日(木)午前8時半～午後5時

会場 区役所1階区民ホール

☆当日直接会場へ

### 「おもてなし運動」発表会

企画調整担当／4階  
TEL(0226)00000  
FAX(0226)54706

「おもてなし運動」は、区民のみなさんに満足していただけるよう、区職員が仕事の進め方の見直しやサービス向上などの業務改善に取り組む活動です。

今年度の実践内容についての発表をご覧になります。

日時 2月3日(金)午後1時半～4時半

会場 区役所7階会議室

☆当日直接会場へ

団体のみ)、サッカー(練習のみ)、ソフトボール

利用日時 土曜日の午後1時～5時と、日曜日、祝・休日の午前9時～午後5時(一こま当たり2時間)

申込み 代表者の住所・氏名・年齢を確認できるもの(健康保険証など。コピー可)を持って直接、平和の森公園事務所へ☆登録に必要な書類は、同事務所で配布

### 「都市計画公園・緑地の整備方針」を改定しました

都市計画担当／9階  
TEL(0226)09001  
FAX(0226)50008

東京都及び都内各区市町は、平成32年度までに優先的に整備する公園・緑地を定めた「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定を行いました。

優先整備の対象となる公園・緑地の区域内では、7月1日から都市計画法第53条の建築制限の緩和を受けられなくなります。

詳しくは、東京都都市整備局のホームページhttp://www.toshisei.metro.tokyo.jp/をご覧になるか、中野区都市計画担当に問い合わせを。

### フリーマーケット

清掃事務所リサイクル展示室  
TEL(0226)2411  
FAX(0226)50009

会場 清掃事務所リサイクル展示室(松が丘1-6-3)

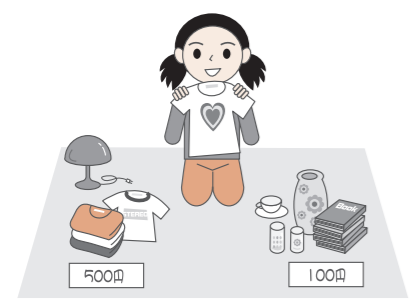
開催日時 2月4日・18日いずれも土曜日、午前10時から

☆出店者の募集は終了

### 3月の出店者募集

3月3日・17日いずれも土曜日に開催。都内在住・在勤・在学の方が対象。申し込みは2月1日～10日(2日・6日・9日を除く)に電子申請か、宛先に申込者の住所・氏名を記入した郵便ハガキを持って直接、清掃事務所リサイクル展示室へ。抽選で各日13人(区民優先枠あり)

☆抽選結果は、ハガキなどで通知



### 中野区の環境調査の結果を公表

環境公害担当(中野区保健所内)  
中野2-17-4  
TEL(0226)3135  
FAX(0226)06007

昨年度実施した、区内の河川の水質、幹線道路の自動車交通による騒音・振動などの調査の結果をまとめました。調査結果は、区ホームページまたは環境公害担当をご覧ください。

### 税・国保

### 住民税(特別区民税・都民税)の申告書を郵送します

普通徴収賦課担当／3階  
TEL(0226)0913  
FAX(0226)0947

1月1日現在、区内に住所があり、申告が必要と思われる方に、31日に申告書を郵送します。必要事項を記入し、忘れずに区役所へ申告を。郵送で申告書を提出する際は、同封の返信用封筒をご利用ください。

申告期間 2月16日(木)～3

### 催し

### 中野区・杉並区 合同就職面接会・面接対策セミナー

経営支援担当／9階  
TEL(0226)50517  
FAX(0226)50509

参加企業約20社に関する情報など詳しくは、ハローワーク新宿のホームページhttp://tokyo-hellowork.site.mhlw.go.jp/list/shinjuku.htmlをご覧ください。

### 1月31日は納期限

特別区民税・都民税の第4期分 国民健康保険料の第8期分 忘れずに納付を

☆口座振替で納付している方は、30日までに残高の確認を

### 給与支払報告書の提出は 1月31日までに

給与特別徴収賦課担当／3階  
TEL(0226)0917  
FAX(0226)0947

## 7月1日 施設使用料を改定します

経営分析・公会計改革担当／5階  
TEL(3228)8278  
FAX(3228)5434

使用料を改定する主な施設と使用料の一例 (単位:円)

施設名など	現在	7月1日から	
区民活動センター	700円の集会室	700	600
	2,700円の集会室	2,700	2,500
高齢者福祉センター	500円の集会室	500	400
	1,300円の集会室	1,300	1,100
高齢者会館	200円の集会室	200	300
	600円の集会室	600	800
区立小・中学校体育館 ☆冷暖房費は新規に算定	小学校体育館	300	400
	中学校大体育館	400	600
	中学校小体育館	200	300
	小学校体育館 冷暖房費(谷戸・桃花・緑野)		700
	中学校大体育館 冷暖房費(第二)		1,000
中学校小体育館 冷暖房費(第二)		300	

指定管理者が管理する施設 表示金額は、区が定めた限度額です。指定管理者はこの限度額内で利用料金を設定しています。(単位:円)

施設名など	現在	7月1日から	
鷺宮体育館	プール(個人、1時間以内、高校生以上)	260	300
	競技場(入場料1,000円以下の場合、アマチュア・スポーツに使用する場合)	23,700	26,000
中野体育館	主競技場(入場料1,000円以下の場合、アマチュア・スポーツに使用する場合)	33,400	36,700
	トレーニング場(1か月定期)	2,800	3,100
なかの芸小劇場	小劇場(入場料1,000円以下の場合)	8,000	8,100
野方区民ホール	区民ホール(入場料1,000円以下の場合)	16,600	16,800
	大ホール(入場料1,000円以下の場合)	108,700	110,000
なかのZERO (もみじ山文化センター)	視聴覚ホール(入場料1,000円以下の場合)	6,900	7,000
	小ホール(入場料1,000円以下の場合)	43,400	43,900
上高田・哲学堂 運動施設	野球場(土・日・祝日、1面・2時間)	3,000	3,600
	庭球場(土・日・祝日、1面・1時間)	700	900

☆表中の使用料のうち、上高田・哲学堂運動施設以外は、平日午後5時までの金額です。利用方法、利用する曜日や時間帯によって、異なる場合があります

区は、平成19年度にまとめた「施設使用料の見直しの考え方」に基づき、同20年7月に改定した現行施設使用料を見直しました。

今回改定する施設使用料の積算に当たっては、平成22年度の決算数値を基に、職員人件費と建物の減価償却費を含めた施設の維持管理・貸出業務の全ての経費を原価として算出した数値に、施設の性質別負担割合(区と利用者との負担割合)を掛けて算定しました。

また、区民活動センター集会室など、平成23年7月から管理形態が変更になった施設については、別途経費を算定しました。

使用料を改定する主な施設とその改定額は、右表のとおりです。

☆改定額は、7月1日以降の使用承認分から適用。その他の施設の改定額など詳しくは、区ホームページをご覧ください